

## 11 月祭事務局への通達について

【ご質問】（投稿日：2019 年 6 月 13 日）

全学公認団体 11 月祭全学実行委員会の関連団体である 11 月祭事務局の発表によると、「例年の教室の利用状況が悪いこと」（「特にお酒の匂いや飲酒に起因した器物損壊など」と「11 月祭に参加・来場するのは京大生全員ではな」いことを理由に、「11 月祭のすべての準備は休講期間内に行われるべきであり授業時間内での吉田南構内での準備を認めない」「すべての教室の夜間の泊まり込みを認めない」といった通達が川添学生担当理事・副学長から 11 月祭事務局にあったとされています（原文については京都大学の Web サイトの「11 月祭と前夜祭」の 11 月祭公式サイトへのリンクから確認されたい）。

しかしながら、これらの理由から「11 月祭のすべての準備は休講期間内に行われるべきであり授業時間内での吉田南構内での準備を認めない」と結論を出すことは一般的な常識や思考能力では困難だと思われます。またこの通達は学生の課外活動の発表の場でもある 11 月祭の期間短縮につながり、すなわち京都大学の学生の課外活動への明らかな妨害行為であり、京都大学の中期計画 15 及び年度計画 15 に矛盾するものであります。さらには京都大学の魅力の低下につながることで予想され、将来的な学生の確保に壊滅的な損害（京都大学の研究教育活動の停滞・崩壊をもたらす）を与えかねないと考えられます。

「すべての教室の夜間の泊まり込みを認めない」についてはまだ理解できなくもないですが、徹夜で準備をする必要のある学生団体が一定数いるとみられるので、11 月祭の全面禁酒によってのみ対処すべきであると考えられます。

以上を踏まえ、以下の通り質問します。

1. 11 月祭事務局による発表に関して事実と異なると考える部分はありますか？
2. 当該通達はどのようなプロセスを経て決定・通達されたのでしょうか？（諸委員会や諸会議等の承認は得たのでしょうか？）
3. 「11 月祭のすべての準備は休講期間内に行われるべきであり授業時間内での吉田南構内での準備を認めない」とした理由について、一般的な学生でも理解できるよう、わかりやすく説明願います。
4. この通達は京都大学の中期計画 15 及び年度計画 15 に矛盾すると考えられますが、この点について説明願います。
5. この通達に起因する 11 月祭の期間短縮の結果、京都大学の魅力が損なわれ来年度以降の入学希望者が減少した場合、どのように責任をとられるおつもりなのかを、誠意をもってお

答え願います。

6. 「すべての教室の夜間の泊まり込みを認めない」とする通達は11月祭における全面禁酒を実行すれば不必要であると考えられますが、この点についてどうお考えか、説明願います。

7. 発表によれば国際高等教育院は「11月祭に参加・来場するのは京大生全員ではなく、そのような行事に全学的な配慮をする必要がないと認識している」とのことですが、このような認識は実際にしているのでしょうか。（しているのであれば）京都大学において京大生が厳密な意味で全員参加するような行事は存在せず、京都大学最大規模の祭典である11月祭はトップクラスに全学的な配慮をするべき行事であると考えられますが、つまり「全学的な配慮をする必要がある行事は一切存在しない」とお考えでしょうか。それとも、11月祭に対して何か特別な感情があつてこのような認識を表明されたのでしょうか。詳しくご説明願います。

8. 現在、全学公認団体11月祭全学実行委員会での決定に基づき、学生の意思調査（「今年度の11月祭において従来通り全企画4日間の開催を望むか」）が行われていますが、これの結果如何によっては当然通達の一部撤回をすべきであると思われませんが、いかがお考えでしょうか。

以上、ご回答よろしくお願いたします。

【回答】（回答日：2019年7月10日）

（教育推進・学生支援部厚生課）

下記のとおりご質問に回答いたします。

1. 大学として全学的な休講日を設定しつつ11月祭開催期間は定めており、その期間内で実施するように通知したものです。これまで11月祭の準備は設定された期間の3日前くらいから行われていましたが、その準備期間において、学生が準備を理由として教員に対して教室場所の変更や休講を願い出るなど、本学の教育にとって明らかに不適切なことが行われてきました。

また、11月祭の設定期間の前日には、授業時間内であるにもかかわらず、前夜祭が開催されており、一部学生から抗議もあったことから、一昨年度より、前夜祭の開始時間を授業時間外にずらすよう主催団体に申し入れておりましたが、全く改善されませんでした。

以上から、大学として設定された11月祭期間中に準備と後片付けを含めたすべての

行事を行うように、正式に通知したものです。

2. 然るべき手続きを経て決定しました。

3. 1. で回答したとおりです。

4. 矛盾するとは考えておりません。

5. 11 月祭期間の短縮により、京都大学の魅力が損なわれるとは考えておりません。

6. 本学では通常期において夜間泊まり込みを認めている部署もありますが、昨年の 11 月祭期間中に近隣住民の方から深夜の騒音に対して苦情があり、また泊まり込みの間に教室内の破損等があったことから、今年度より 11 月祭期間中の関連施設での夜間泊まり込みを認めないことにしました。

7. 本学は従来から、全学的な休講日を設定しつつ祭の期間を大学として定めることで、11 月祭を全学生に向けた大学の行事として位置づけてきました。

8. 現時点ではお答えしかねます。